



**記入例**

**介護保険 主治医意見書作成料 内訳書 (1/1 枚目)**

意見書作成月	医療機関名称	医療機関所在地
〇〇月分	長岡医院	長岡市大手通1-4-10

No	被保険者番号	対象者氏名	意見書記入日	新規	新規	継続	継続	金額	初診料 検査費用等 (内訳別紙※)	消費税 (A+B)×10%	合計
				居宅	施設	居宅	施設				
1	1234567890	長岡 花子	令和6年1月10日		○			¥ 4,000			
2	9876543210	長岡 太郎	令和6年1月10日				○	¥ 3,000			
3								¥ -			
4								¥ -			
5								¥ -			
6								¥ -			
7								¥ -			
8								¥ -			
9								¥ -			
10								¥ -			
11								¥ -			
12								¥ -			
13								¥ -			
14								¥ -			
15								¥ -			
計				0	1	0	1	A ¥ 7,000	B ¥ -	¥ 700	¥ 7,700

介護保険の被保険者番号を記入してください。

15人以上いる場合、適宜用紙を追加してください。

各区分ごとの合計件数を記入してください。

小数点以下は切り捨ててください。

備考

主治医意見書作成料は、新規・継続別、居宅・施設別に以下の金額とする。

	居宅	施設
新規	5,000円	4,000円
継続	4,000円	3,000円

- ※1 主治医がなく、主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等(以下のものに限る)に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができます。
- ※2 初診料等がかかった者については、別紙にその内容を記入して、内訳書に添付してください。
- ※3 請求区分について、依頼時のものと変更があった場合は、備考欄にその対象者と理由を記入してください。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】  
 ①胸部単純X線撮影 ②血液一般検査 ③血液化学検査 ④尿中一般物質定性・半定量検査

※ この内訳書は1か月分をまとめ、翌月10日までに請求書と併せて長岡市に提出してください。